

戊辰戦争における彦根藩戦死者顕彰碑考

―世田谷豪徳寺・下野小山・彦根に残る顕彰碑から―

酒入 陽子

はじめに

東京都世田谷区にある豪徳寺は、旧彦根藩主井伊家が世田谷領の十五ヶ村を領有してよりの江戸における井伊家の菩提寺である。また、二代当主直孝が猫の招きによって災禍を免れたという招き猫の伝承を持つ寺としても有名である。しかし、豪徳寺境内の三重塔脇に、「瘞首塚碑」と刻まれた首塚がひっそりと建っていることを知る人はあまりいないのではないだろうか。この石碑には、戊辰戦争の際に新政府軍の一員として戦い、壮絶な死を遂げた青木貞兵衛頼実⁽¹⁾他一〇名の彦根藩士の首を埋めたことが記されている。彦根藩は、譜代筆頭の大藩であったが、桜田門外の変で藩主井伊直弼が暗殺され、大政奉還後は新政府に帰順して戊辰戦争では新政府軍方の有力な藩として戦い、慶応四（一八六八）年四月七日の下野国小山（現在の栃木県小山市）の戦いでは、大鳥圭介率いる旧幕府軍の前に大敗を喫した。この戦いで、壮絶な最期を遂げた青木以下の彦根藩士の首が持ち帰られ豪徳寺に祀られたというのである。石碑の書体は、彦根出身の近代書家の大家、日下部鳴鶴によるもので、撰文は、東京帝国大学教授や貴族院議員を務め、晩年には『古事類苑』の

編集にも携わった漢学者川田剛によるものである。これまで、この石碑については、日下部鳴鶴の書体を取り上げられたり、明治期のすぐれた碑文の紹介として、亀山聿三編『近代先哲碑文集』に取り上げられたりすることはあっても、碑文の内容の詳細について語られることはほとんどなかった。

本稿では、これまであまり知られていない「瘞首塚碑」碑文を紹介し、さらに碑のある東京世田谷豪徳寺と青木貞兵衛頼実の故郷である彦根、さらには戦場となった下野小山の三か所それぞれに残る顕彰碑や諸史料を関連付けて検討し、明治初期の旧彦根藩における戦没者慰霊・顕彰の在り方を考察する。また彦根旧藩主や旧藩士らにとっての戊辰戦争戦没者慰霊・顕彰の意味についても考えていきたい。

一、「瘞首塚碑」の碑文

瘞首塚碑は、台石を含めた総高が二三五センチ、碑身部の高さが一九七センチ、横幅一三一センチ、奥行五センチの黒みがかった大型の石碑で、井伊家歴代等を祀る井伊家墓所域から少し離れた寺内の一面にある。豪徳寺では、井伊家墓所については整備され、報告書も発行されているが、他の墓域については区画整理もそれほどなされず、本稿でとりあげる瘞首塚碑は、木々に囲まれ鬱蒼とした広い墓域の片隅にひっそりと建っている。石碑の横は小高い塚となっており、一四段の階段を登り頂上に至ると、そこにも「瘞首塚碑」の文字だけが刻まれた小型の石碑があり、この小高い塚全体が、首の瘞（＝埋めた）塚であることを示しており、本稿で取り上げる塚下脇にある石碑（瘞首塚碑）は、この

塚に埋められた人々を顕彰するために建立されたと考えられる。桜田門外の変で殉死した「桜田殉難八士之碑」が、井伊家墓所内の直弼墓の後方であり、人目に触れやすいのに比べ、この瘞首塚碑は、人目に付かず注目されることもなく今日に至ったのであろう。しかし、石碑正面上部の「瘞首塚碑」の篆額は、彦根藩最後の当主井伊直憲によるもので、碑文の文字も前述した日下部東作（後の鳴鶴）による書体で刻まれており、建立当初は豪徳寺、井伊家、ひいては彦根藩にとつて、重要な意味を持っていたものと推察される。それでは、まず碑文に刻まれた文字から見ていくこととしたい。長文だが、全文を載せる。

小山戦死故彦根藩士十一人首塚碑

吉備 川田剛毅卿撰文

均是死也、或自經溝瀆、或殞命鋒鏑、而勇怯分焉、均是戰也、或從王師、或党乱賊、而義不義判焉、伏水之變、（鳥羽伏見の戦）東帥敗歸、輸城謝罪、而麾下壯士、尚不忍忿忿之心、蜂屯蟻聚、扼二綫、而野間、（鳥羽伏見の戦）當是時、彦根侯出師勤王、其隊長青木賴実、小泉信茂、渡辺昌之等、奉総監府命、與列藩將校同屯於宇都宮、聞賊湖利根川侵閭宿、出次石橋、旋抵間田、会結城告急、昌之率兵赴援、餘衆進至小山、與賊軍遇、壬生・笠間兵、短兵急接不利、賴実連発大礮破之、昌之聞礮聲、途還同進、賊退次栃木駅、是日賴実兵、擊殲敵八人而誡其一、明日賊精兵二千餘、自諸川駅轉陣小山、衆奮欲擊之、時監軍香川敬三及信茂等、以足利・揖斐・巖村田兵來援、乃議分軍為三、信茂與藩兵、從前面進、昌之・賴実、東西橫衝、部署既畢、鼓嘯而前、賊不支、我追北疾馳、賊俄傳令、撤兵布陣、四面挾擊、銃丸雨注、我軍苦戰、

自巳至未遂敗走、独賴実奮闘不卻、為賊衆所圍、信茂・昌之、回兵返救、衆寡不敵、再敗而退、於是賴実督戰益勵、硝彈共殫、拔劍馳突、與部兵十人俱死之、（A）天明治元年戊辰夏四月十七日也、是役也、官軍失利、賊勢頗張、然彼勝而驕、此懲而忿、則異日諸將兇憤協力能平強敵者、未必無賴実等戰死之功也、而議者或憾其早死、不目今日中興之業、嗚呼其然、豈其然乎、子輿氏有言、勇士不忘喪其元、古之人固有願以馬革裹尸者、且夫自封之制行、列藩士大夫、各君其君、不復知有天朝、是以桀狗吠堯、致忠所事、其頑可憎、其情可愛、然而一旦戰亡、身為厲鬼、妻孥流離、轉乎溝壑者、比比皆是、乃賴実等、生為王臣、死列祀典、恩祿優渥、子孫長保其家、為幸多矣、其何憾之有、（B）初小山之敗、一卒脫歸、具白其狀、監軍乃使清水莊六・穠山喜八持還十一人首、葬諸武藏荏原郡世田谷豪徳寺侯家先塋之側、（D）今茲乙亥夏五月、旧彦根藩士等請侯、建碑表之、属余以銘、銘曰、

不為飲器落敵手、長與先君相左右、首乎首乎能首丘、捐身報國維功首

從四位井伊直憲篆額 權大内史正六位日下部東作書

石工 廣羣鶴刻字

（史料中の読点等は筆者による。以下同じ）

碑文の始まり部分を一読すれば、この碑が戦死した忠臣を称えるため建立されたことがわかるであろう。以下、碑文に刻まれた内容を、彦根藩士の戦闘を中心に見ていきたい。

伏水之變（＝鳥羽・伏見の戦い）以後、幕府は敗北し、江戸城を開城

して謝罪したが、これに従わない壮士たちが蜂起して二総両野（＝上総・下総・上野・下野）にとどまっていた。この時、彦根藩は勤皇に励み兵を出し、隊長の青木頼実・小泉信茂・渡辺昌之等は総督府の命を奉じて宇都宮に駐屯した。敵軍が利根川を遡り関宿（千葉県野田市）に進攻したとの報に接した新政府軍は、石橋（栃木県下野市）、間々田（栃木県小山市）に進軍し、結城（茨城県結城市）に救援に向かった渡辺昌之隊以外は、小山（栃木県小山市）で敵軍と戦った。苦戦する壬生、笠間藩の兵を救うため、青木頼実が大砲を發して打ち破り、大砲の音を聞きつけ戻ってきた渡辺隊と合流し、敵軍は栃木の宿へ退いた。この日、青木頼実隊は、敵八人を撃ち、その中の一人の首を斬った。

しかし翌日、敵は精兵二千人余を率いて諸川（茨城県古河市）から小山へ攻め込み、新政府軍は、軍監香川敬三や小泉信茂らが足利・揖斐・岩村田藩の兵と共に救援に駆付け、敵軍に対し小泉信茂と諸藩の兵は前面から、渡辺昌之、青木頼実はそれぞれ東西から進撃し北に攻め進むと、敵は俄かに兵を撤して陣を布き、四方面から挟み撃ちにしてきた。銃丸が雨のように降り注ぎ、新政府軍は窮地に陥りついに敗走した。このようなか、青木頼実隊のみが奮闘して退かず敵軍に囲まれ、小泉信茂・渡辺昌之隊が兵を回して救援に向かうが、衆寡敵せず、再び敗退した。部下を激励監督しつつますます奮闘した青木頼実だが、ついに弾丸を打ち尽くし、剣を抜いて敵に突撃し、配下の兵一〇人とともに戦死を遂げた。時に四月一七日のことであったという（傍線A）。

この小山での戦闘は、戦場を脱して帰陣した一兵卒がつぶさにその様子を報告し（傍線B）、新政府軍監は、清水荘六と穂（秋）山喜八をして壮絶な死を遂げた二一名の首を持ち帰らせ、武蔵荏原郡世田谷の豪徳

戊辰戦争における彦根藩戦死者顕彰碑考

寺の井伊家墓所の側に埋葬したという（傍線C）。そして、乙亥（＝明治八年）夏五月、旧彦根藩士らは井伊直憲に請い、余（＝川田剛）に銘を依頼して碑を建立したという（傍線D）。

以上が碑文の内容である。纏めるならば、①激戦地小山での青木隊の壮絶な死、②帰還した一兵卒が、青木隊の全滅を報告したこと、③清水と秋山が戦死者の首を持ち帰り、豪徳寺に埋葬したこと、④明治八年五月に、瘞首塚の石碑が建立されたこと、が記されており、この瘞首塚が、青木貞兵衛頼実（以下、煩雑さを避けるため「貞兵衛」で統一する）を始め、小山での戦いで戦死を遂げた兵士二一名を祀るために建立されたことが理解されよう。

ところで、①の、激戦地小山での青木貞兵衛の壮絶な死については、小山での戦闘後一か月も経たない慶応四年閏四月三日に、彦根藩から新政府に提出された届書からも、その詳細を知ることができる。

【史料一】「華族家記」井伊直憲^⑩

○同日、弁事御役所へ左之通届書差出ス

（中略）

青木貞兵衛半小隊、賊中二被取囲引揚兼候様子二付、小泉弥一右衛門・渡辺九郎左衛門両隊是ヲ救ハント再ヒ宿内へ討入候へ共、賊兵衆多砲丸烈敷打立候二付、無抛引揚申候、青木貞兵衛始メ半小隊ハ賊中二陥リ、彈藥彈キ候処ヨリ短兵接戦、終二尽ク致討死候由、一人重囲ヲ切抜ケ罷帰り報知仕候、此日七ツ時、官軍兵ヲ収メ宇都宮へ引揚ケ、賊兵ハ栃木へ引取候由、弊藩死傷左之通二御座候、

討死	物頭	青木貞兵衛
同	同隊下	半小隊
同	同	小泉弥一右衛門隊
同	同	塚越鉄三郎
同	同	渡辺九郎左衛門隊
同	同	高木釵次郎
同	同	失、嶋佐吉 <small>(矢九)</small>
同	同	雨宮良之介
同	同	太炮組
同	同	河嶋嘉四郎
同	同	飯塚平輔
同	同	安田覚三郎
深手	同	渡辺九郎左衛門隊差図役
同	同隊	松下専之介
同	同	星野八十太
同	同	中谷元之進
手負	同	小泉弥一右衛門隊
同	同	柳瀬儀右衛門
同	同	田部万之助
同	同	林九左衛門
同	同	梅本磯次
同	同	河内半太夫

此分姓名・員数混雑中難相分歟、不申越候、

十七日小山戦争後、弊藩三小隊宇都宮へ引揚、籠城罷在候処、十九日朝、結城刃屯集之賊、真岡二集り、宇都宮へ襲来ノ勢二付、為追討城兵及ヒ弊藩三小隊出張候処、(以下、略)

ここでも傍線Eに、青木隊が敵中に取り残され、弾薬尽き白兵戦となつて討死を遂げたこと、味方の兵一人が敵の包囲網をかくぐり帰還して青木隊の最期を報告したことが記されている。さらに注目すべきは、この戦闘で討死、負傷した藩士の姓名が書上げられる中、青木貞兵衛配下の半小隊については、「此分姓名・員数混雑中難相分歟、不申越候」(傍線F)とし、戦闘直後で混乱していたためか、姓名やその人数を不明とする点である。瘞首塚碑では、一人の首が持ち帰られ埋葬されたとするが、この届出が出された慶応四年閏四月段階では、正確な人名、人数ともに不明だったのである。

それでは、戦死した兵士たちの首が持ち帰られたのは、いったい何時のことだったのか。また、首を持ち帰ったとされる清水荘六と秋山喜八とはいかなる人物だったのだろうか。青木家の家伝文書(「青木津右衛門家文書」)に関連する文書が残されている。

【史料二】「青木津右衛門家文書」五二号

未不得御意候得共、一筆啓上仕候、然者野州二而一戦之砌、戦死致

同 川瀬柳蔵

同 岩崎久馬次

同 野田延次郎

同 伊藤寿右衛門

戦死致

候者、請取御用被蒙御越之趣、承知仕、父貞兵衛義も戦死仕候二付、何角預御配慮ニ候御義与厚忝奉存候、右御挨拶得御意度如斯ニ御座候、恐惶謹言

閏四月

青木謹二郎

秋山喜八郎様

【史料三】「青木津右衛門家文書」五一号

一筆令啓上候、然者、去月十七日野州宇都宮（小山也）一戦之砌、被遂忠戦候条、乍憚感入候、其砌父貞兵衛被戦死候二付、万端無残御厚志之段、組下清水庄六（六）委細致承知難尽紙筆、不残忝大慶不過之候、右為報謝如此ニ御座候、謹言

閏四月

青木謹二郎

森村六郎兵衛殿

追而組下一統忠戦并父貞兵衛一条二付、預厚情候、挨拶可然取繕申述可給候、

【史料二】の宛名、秋山喜八郎は碑文の種（秋）山喜八のことであろう。

この史料は、貞兵衛子息謹二郎が、戦死者の請取御用を仰せつけられた秋山に対し、戦死した父への配慮を謝した礼状、【史料三】は、貞兵衛戦死の委細を、組下の清水庄（庄）六が伝えたことに対する森村への礼状である。傍線Gに見える「請取御用」とは、遺体を遺族へ請渡す役目を指すのであろうか。実際に遺体を戦場から持ち帰り、遺族に引き渡すことができたかどうかは疑問ではあるが、¹¹⁾請け渡し仰せを蒙った秋山が、彦根までやってきて戦いの様子を伝えたのであろう。また、傍線H

戊辰戦争における彦根藩戦死者顕彰碑考

によれば、清水庄六は、森村六郎兵衛の組下であり、小山の戦いでの貞兵衛の壮絶な最期を謹二郎に伝えたことであろう。先に見た【史料一】の彦根藩から新政府への届出が閏四月三日であり、この二通の書状も同じ閏四月に出されている。戦闘から約一か月後に、新政府は野州での戦いを総括し、使者を遺族のもとへ派遣し、死者を弔ったのであろう。瘞首塚碑に記されたように、清水・秋山両人が戦死者一人の首を持ち帰ったとは考えにくい¹²⁾が、小山での戦いの様子は、このようにして郷里にいる家族の許へ伝えられたのである。

二．彦根における忠臣の慰霊・顕彰

一年半近くに及ぶ戊辰戦争の終結からわずか一か月後の明治二（一八六九）年六月二九日から七月三日にかけて、明治新政府は東京九段坂上の招魂社において、戊辰以来の「国事のために戦死せる者」三五八八人を招魂する盛大な招魂祭を実施した。この東京招魂社が、明治一二年に別格官幣社となり靖国神社と改称され、その後の対外戦争における戦死者を合祀していくことは周知のことであるが、この招魂祭は、招魂され祀られた者たちが藩を超え全官軍兵士に及ぶという、中央政府主導の招魂祭として注目される。

幕末維新期から盛んにおこなわれるようになった招魂祭だが、その始まりは、長州藩で行われた戦死者・忠死者を供養する弔祭とされる。¹³⁾長州藩では、慶応元（一八六五）年七月四日、藩内の各宰判に均しく招魂場を設けることが命じられ、藩内各地に多くの招魂場が建設された。一方、新政府は各地の招魂場とは別に招魂社の設置を構想し、慶応四年五

小山の戦いで戦死した青木貞兵衛以下の名が見える。

【史料四】「華族家記」井伊直憲^①

○二十日 左之通、書付差出ス

(慶応四年六月)

当正月以来奉 朝命奮戦死亡之輩、御祭典ニ付兵士死亡之月
日・姓名相認可差上旨被 仰渡、則取調候処、別紙之通ニ御座候、
此段申上候、以上

彦根中将内

大塚八十五郎

六月廿日

神祇御役所

別紙

戦死人名

の忠誠を尽くす者として慰霊すると同時に、各藩主へも同様にこれを命じたのである。明治初期の中央政府は、戊辰戦争で戦死した官軍兵士を、中央政府と諸藩それぞれにおいて天皇の名のもとに慰霊し、天皇を中心とする統一的な国家の確立を急いだのであろう。^②

ところで、先の太政官布告が出された二カ月後、東京招魂社での招魂祭の約一年前の慶応四年七月一〇〜一一日、京都河東操練場において、政府主導の招魂祭が、三三藩、計三七四名の戦死者を祀り行われている。この河東操練場での招魂祭は、同年五月二五日の楠木正成忌日に、政府主導で行われた楠公祭（楠木正成招魂祭）の形式、内容を踏襲しており、天皇への忠臣を祀る祭祀として位置付けることができる。

この河東操練場での招魂祭実施にあたって、新政府は諸藩に対し、戦死兵士の姓名、死亡日を申し出るよう通達したが、通達を受けた彦根藩では、戦死した彦根藩士の名を神祇官へ提出した（【史料四】）。この中に、

隊長	青木貞兵衛藤原頼実	生年四十
徒士	塚越鉄三郎源貞道	同二十一
同	高木釺次郎展知	同三十六
同	矢島佐吉源義則	同二十二
同	雨宮良之介源信義	同二十六
同	柳瀬久米右衛門藤原久吉	同三十
同	岩崎久馬次藤原宗久	同二十六
同	林九左衛門藤原正吉	同四十
同	丸山正之丞藤原直信	同二十
歩車	浅山外次郎源重正	同十六
同	矢田常次郎藤原重次	同二十七
同	山口久平平義忠	同三十六

右、戊辰四月十七日於下野国小山戦死

徒士 常盤藤右衛門藤原忠昌 同五十五

右、戊辰四月十九日於下野国宇都宮戦死

騎士 安藤厚次郎藤原啓述 同二十五

右、戊辰閏四月十九日於下野国小佐越戦死

騎士 秋場銅左衛門平義行 同三十五

右、戊辰五月朔日於下野国大谷川重創後絶命

以上

傍線Iの御祭典は、河東操練場での招魂祭のことを指し、【史料四】は、当正月以来（＝戊辰戦争開始以来）、朝命奮戦して死亡した者の祭典を行うため、戦死者の死亡月日、姓名を提出するようにとの、神祇官からの仰渡しに対し、彦根藩が、戦死者の人名、日時と死亡した場所を記し報告したものである。青木貞兵衛から秋場銅左衛門まで一五名の戦死者のうち、小山の戦いで戦死者は山口久平までの一二名である。前掲の閏四月の【史料一】と比較するならば、「討死」とされていた河嶋嘉四郎、飯塚平輔、安田覚三郎の三名の名が【史料四】では消え、「手負」であった柳瀬儀右衛門、林九左衛門、岩崎久馬次の三名が、戦死者として記されている。閏四月には混乱していた負傷者の氏名やその数も、【史料四】が提出された六月廿日頃までには明らかに変わったのである¹⁸⁾。こうして彦根藩の戦死者は、中央政府により顕彰され、遺族たちは当日の参拝も許されている¹⁹⁾。京都河東操練場で行われたこの招魂祭は、戊辰戦争以来の天皇の命により戦死した官軍兵士を政府主導で慰霊するという点で、翌年に行われる東京招魂社の招魂祭と同様の性格を持った祭祀とみてよ

いだろう。

これら京都河東操練場、東京招魂社での招魂祭を経た明治三年、彦根においても招魂碑が作られ招魂祭が行われる。彦根で最初に行われた招魂祭は明治二年九月とされるが、明治六年一月に井伊神社社官が作成した史料には、招魂場の創立が明治三年一〇月とあるので、明治二年に初めての招魂祭が行われ、翌三年に招魂碑が建てられたと理解しておきたい。新政府による招魂祭の開催、そしてそこへの参加を機に、彦根においても天皇の命により命を落とした戦死者の顕彰を行う機運が高まったのである²⁰⁾。その一方で、この招魂祭は、犬上郡古沢村の井伊神社敷地内の招魂場で行われ、招魂碑の建立や招魂祭等の費用はすべて井伊直憲の私費で賄われるというものだった。井伊神社は、井伊家菩提寺龍潭寺山門下の参道脇にあり、天保一三（一八四二）年、彦根藩主井伊直亮が、井伊家の祖とされる井伊共保七五〇回忌に、遠州引佐郡井伊谷八幡宮の井伊谷井伊大明神の分霊を井伊八幡宮として祀ったのに始まる神社で、明治二年に井伊神社と称されるようになった²¹⁾。つまり、井伊神社内の招魂場とは、井伊家の菩提寺龍潭寺の参道脇の井伊家とゆかりの深い場所に作られた私設のものであり、旧藩主である直憲が主君の命により戦死した旧家臣らを慰霊・顕彰するという、旧来の主従関係に基づくものでもあったのである。

先述の慶応四年五月一〇日の太政官布告により各藩主へ招魂祭の実施が命じられて以来、彦根藩以外でも多くの招魂場が作られていくが、各藩が創建した地域の招魂場は、明治四年の廢藩置県に伴い政府の管轄下に移され、さらに東京招魂社の祭祀や機構等の整備が本格的に進められる明治六年頃から、政府による介入が急速に進められていく。明治

六年末に、政府は各地の招魂場の社地を免税とし、墳墓の修繕や祭祀の費用を官費負担とすることを決め、翌明治七年二月二日には、内務省から各府県への達により、遺骸埋葬の墳墓の修繕を官費とし（内務省乙一二号達²⁵）、三月一七日には、同じく内務省達により、招魂社敷地の免税及び祭祀・修繕の官費負担を通過する（内務省乙二二号達²⁶）。さらに翌八年四月二四日には、墳墓の修繕費や招魂社経費の額が決定され（太政官第六七号達²⁷）、同年一〇月二三日に、各地の招魂場等は「招魂社」の名称に統一する旨を通過し（内務省乙第一三二号達²⁸）、地域の招魂場は、天皇と国家への忠誠を顕彰する中央政府に掌握された施設として作り替えられ、整備されていくのである²⁹。

以上のように明治政府による戦死者の招魂は、明治初年の太政官布告を契機とした政府の手による国家戦死者の顕彰とその全国への拡大の段階（第一段階）と、明治六年頃より始まる政府による地域の招魂場の掌握、整備の段階（第二段階）の、二つに分けて考えることができよう。

この第二段階になって、彦根の井伊神社内の招魂場も政府に掌握され、その統制下に入っていく。また彦根の招魂場はこの過程の中で、井伊神社内から城下の尾末町に移され、招魂碑も造り替えられ、新たに「招魂社」として創建される。しかし、この移転及び招魂碑の改造を望んだのは、旧彦根藩主井伊直憲と旧彦根藩士らであり、当初政府はこの移転を許可しなかった。彼らはこの許可を得るため政府への嘆願を繰り返し、ようやくその願いが叶い、招魂場を移転・改造して明治九年に新たに創設されたのが、現在の滋賀県護国神社の前身の「招魂社」である。そして、この嘆願活動の最中の明治八年、豪徳寺に瘞首塚が建立される。瘞首塚は、招魂社の整備、移転・改造の嘆願活動との関連の中で建立され

たと考えられるのである。

三、彦根における戊辰戦争戦死者の顕彰

― 招魂場の改造・移転活動と瘞首塚の建立 ―

では次に、政府による地域の招魂場の掌握、整備（第二段階）の政策と、彦根招魂社の創建との関係をみていきたい。

付表【彦根における戊辰戦争戦死者慰霊に関する年表】は、政府、滋賀県、旧彦根藩関係者（旧藩主井伊直憲および旧藩士）それぞれの戦死者慰霊に関わる動きを示したものである。彦根藩は、明治二年の版籍奉還により彦根県となり、旧藩主井伊直憲は藩知事となったが、明治四年の廢藩置県でその職を解かれ、同年一月には近江北部が統合されて長浜県が誕生した。翌明治五年二月に長浜県は犬上県と改称され、さらに同年九月、大津県から名称変更した滋賀県に犬上県が合併される形で、現在とほぼ同域の滋賀県が誕生した。このような行政区域変遷の中で、明治六年頃より始まる第二段階の政府の招魂場への政策は、新生の滋賀県を通じて行われ、旧彦根藩士たちの意見も、県を通じて政府へ届けられることになる。招魂場の改造、移転の願出も、はじめ直憲から居住地の東京府へ申請されたが、後には彦根居住の士族武節貫治を中心に、滋賀県への願出という形で行われる。武節貫治は、もと河手主水と言い、戊辰戦争では彦根軍の大隊長だった人物で、凱旋時には明治天皇から直接褒賞を与えられ、直憲からも賞典禄一〇〇〇石を分与された彦根藩の家老だが、この時点では彦根に住み、彦根居住の旧藩士を取り纏めたようである。では次に旧彦根藩関係者による招魂場の移転の経緯を具体的に

彦根における戊辰戦争戦死者慰霊に関する年表

No.	年月日	政府の動き 及び 関連する出来事	滋賀県の動き		旧彦根藩関係者(井伊直憲および旧藩士)の動き	出典
1	慶応4・4・17	小山での戦い 青木貞兵衛(頼実)討死				
2	慶応4・7・10/11	河東操練場にて374人の招魂祭				
3	慶応4・5・10	太政官布告 ①癸丑(嘉永6)以来国事に斃れた者を祀るため一字建立 ②戊辰戦争以来の戦死者を祀るため一字建立。諸藩主にも同様に命じる				『新編靖国神社問題資料集』
4	明治2・2・5		彦根藩主井伊直憲、版籍奉還の上表			
5	明治2・6・29 (7・3)	東京招魂社にて、3588人の招魂祭				『護国』
6	明治2・9月				犬上郡古沢村石ヶ崎にて招魂祭	
7	明治3・10月				犬上郡古沢村石ヶ崎に招魂碑建立	明す1583
8	明治4・7・15		廢藩置県(彦根県他成立)			
9	明治4・11・22		近江北部に長浜県発足(南部には大津県発足)			
10	明治5・1・19		大津県が滋賀県と改称			
11	明治5・2・27		長浜県が犬上県と改称			
12	明治5・5月	東京招魂社の社殿完成				
13	明治5・9・28		犬上県が滋賀県に合併			
14	明治6・3・3	陸軍省64号達・戦場近傍の墳墓・招魂場の調査				法令全書 明治六年 明
15	明治6・4・19		県↓陸軍大輔(山縣有朋) 招魂場取設の儀、本県該当なしの上申(旧藩の碑石、祭祀はあるが、届け出ない)			明す1583
16	明治6・10・18				井伊直憲 ↓(内務省カ) 招魂場の祭典は、県の手を経ず、直に直憲より取り計いたい旨願い出、聴きおかれる(明治7年5月28日①伺書の中に記述あり)	明す1583
17	明治6・11・9	大蔵省達・招魂場の調査(主だった藩宛) 月番和歌山県 ↓ 滋賀県 大蔵省通達の伝達				明す1583
18	明治6・11・9				井伊神社神官 ↓ 県令 「招魂碑委細書」	明す1583
19	明治6・11・20					明す1583

No.	年月日	政府の動き 及び 関連する出来事	滋賀県の動き	田彦根藩関係者(井伊直憲および旧藩士)の動き	出典
33	明治8・5・3			武節貫治 ↓ 県 招魂場の改造・移転(新建造)・免税の願出	明す1586
32	明治8・4・30		県 ↓ 武節貫治 1月30日の武節の願書の差戻し		明す1586
31	明治8・4・24	太政官第67号達:招魂社経費並墳墓修繕費 定額について		井伊直憲 ↓ 旧彦根士族 「首唱文」/招魂場改造計画のため、士族に対し 寄付金協力を要請	法令全書 明治八年 明
30	明治8・4・5			武節貫治 ↓ 県 招魂場の改造・移転(新建造)・免税の願出 「招魂社新建造願」	明す1586
29	明治8・1・30				
28	明治7・10・24		↓5月28日の伺いに対する、内務省の返答 招魂場の地を免税とし、祭祀・掃除料は一般の沙汰 があるまで米5俵、金22円36銭を社費と定め官費支 給/井伊直憲の寄付については、殊更に差止めず		明す1583
27	明治7・9・7			井伊直憲 ↓ 東京府知事(1回目) 招魂場、改造の願出	明す1583
26	明治7・8・18			井伊直憲 ↓ 東京府知事(2回目) 招魂場、改造の願出	明す1583
25	明治7・5・28		県 ↓ 内務省(内務卿大久保利通) ①「招魂場の儀ニ付伺書(井伊直憲の寄付の扱いに ついて、地免・官費支給とするか他) ②「近江国犬上郡古沢村招魂場明細書」 ③「従前祭祀并修繕費取調書」 (↓内務省からの返答10月24日)		明す1583
24	明治7・3・17	内務省乙第22号達:招魂場の地税免除、祭祀 並修繕について官費で支給。明細・取調書の 提出を命ず			法令全書 明治七年 明
23	明治7・2・16	内務省乙第12号達:墳墓の修繕を官費とす る			法令全書 明治七年 明
22	明治6・12・28	大蔵省達:各地の招魂場の地税免除、祭祀と 墳墓の修繕を官費とする			太政類典
21	明治6・11・24		県 ↓ 大蔵卿 招魂場につき取調申上書(井伊神社に招魂場あり。 他は管内になし)		明す1583
20	明治6・11・24			社寺専務 ↓ 県令 「県内招魂場の有無取調の件伺」	明す1583

No.	年月日	政府の動き 及び 関連する出来事	滋賀県の動き	出典
45	明治8・10・27		↓6月17日の伺いに対する、内務省よりの返答 改造・移転(新建造)・免税の儀、不許可 但し、該地の旧碑を神式に改造することは許可	明す1583
44	明治8・10・15		武節貫治 ↓ 県 招魂社の改造・移転(新建造)・免税の再願 6月12日、10月2日付で出願した儀は取り消し、従前の免税地分(面積)のみの免税とし、その他の地税を始め修繕費、祭典料等は、井伊直憲ら有志の募金で賄う所存	明す1583
43	明治8・10・13	内務省乙132号達「招魂場等を「招魂社」の名称に統一する	武節貫治 ↓ 県 招魂社の改造・移転(新建造)・免税の願出	法令全書 明治八年 明
42	明治8・10・8	招魂場の改造、移転、免税とすることへの伺い(6月17日より願い出ている件) (↓内務省からの返答:10月27日/不許可)		明す1583
41	明治8・8・22	「書面伺之通」引き直すべし 県 ↓ 内務省		明す1583
40	明治8・7・28	↓6月9日の伺いに対する、内務省よりの返答	武節貫治 ↓ 県 招魂場の改造・移転(新建造)・免税の願出	明す1586
39	明治8・6・17	招魂場の改造、移転、免税とすることへの伺い、従前の社地は奉還し、新たな地での免税願 (↓内務省からの返答:10月27日/不許可)		明す1583
38	明治8・6・12	県 ↓ 内務省(内務卿大久保利通) 招魂場の改造、移転、免税とすることへの伺い	武節貫治 ↓ 県 招魂社の改造、移転、免税の願出	明す1583
37	明治8・6・9	(↓内務省からの返答:8月22日) い 昨7年5月28日に届出た招魂場の免税・祭費等について、太政官第67号の規則の社費に引直すべきか伺		明す1583
36	明治8・6・7	県 ↓ 内務省(内務卿大久保利通)	武節貫治 ↓ 県 招魂場の改造・移転(新建造)・免税の願出	明す1586
35	明治8・5月		豪徳寺に、壺首塚碑建立 小山戦死故彦根藩士十一人首塚碑建立	
34	明治8・5・13		井伊直憲 ↓ 東京府知事(3回目) 招魂場の改造・移転・新造の願出	明す1583
			旧彦根藩関係者(井伊直憲および旧藩士)の動き	出典

No.	年月日	政府の動き 及び 関連する出来事	滋賀県の動き	旧彦根藩関係者(井伊直憲および旧藩士)の動き	出典
46	明治8・10・27		↓10月8日の伺いに対する、内務省よりの返答 改造・移転(新建造)・免税の儀、不許可		明す1583
47	明治8・11・19		県 ↓ 内務省(内務卿大久保利通) 免税となつている古沢村の招魂場敷地を返還し、尾末町で同じ敷地分の免税を願出	武節貫治 ↓ 県 招魂社の改造・移転(新建造)・免税の再願 万一、移転地免税が許可されなければ、私有地 同様に、資本金中より地税貢納する	明す1583
48	明治8・11・29				明す1583
49	明治8・12・28	内務省乙第171号達：戊辰戦争戦死者の埋葬墳墓の明細提出を命じる			法令全書 明治八年 明
50	明治9・2月 3月			戊辰戦争戦没者遺族 ↓ 県 乙171号を受け、遺族らが墳墓所在地、創建年月日等を提出	明す1582
51	明治9・5・18		↓昨11月29日の伺いに対する、内務省よりの返答 改造・移転(新建造)・免税は「特別之詮議」により許可／但、従来の敷地面積(1反7畝4歩)は減税。建築の諸費はすべて自弁。祭祀修繕費用は昨8年第67号で公達の通り、定額支給		明す1583
52	明治9・5・25			武節貫治 ↓ 県 招魂社条許可二付御受書	明す1583
53	明治9・7・17			井伊神社神官宮川喜代志 ↓ 県 招魂社遷座式御届書	明す1583
54	明治9・7・18			武節貫治 ↓ 県 招魂社遷座式御届書	明す1583
55	明治9・7・20			尾末町の招魂社遷座式 招魂社祭典	明す1583
56	明治9・7・21/22			武節貫治 ↓ 県 「墓碑之儀二付答書」(判然としない者、未提出の者などもあり)	明す1583
57	明治9・8・22				明す1582
58	明治9・9・1		県 ↓ 内務省(内務卿大久保利通) 内務省乙第171号達に基づき、「従軍殉国并殉難死節之者 墳墓明細表」を上申		明す1582
59	明治23・9・3			井伊直憲一行、天翁院の青木貞兵衛の墓へ参詣 青木貞兵衛の33年忌法要、建碑式が天翁院にて行われる	「青木」 「青木」
60	明治33・4・17				「青木」

出典の「護国」は「全国護国神社会五十年史」、「青木」は「青木津右衛門家文書」の略。

に見ていく。⁽³⁰⁾

明治六年三月三日、陸軍省から各府県へ戦場近傍の官軍従行戦死者およびその墳墓・招魂場の取調べが行われた(表No.14)⁽³¹⁾。政府による官軍従行戦死者の人名取調べは、政府の手による中央での招魂祭実施のため、戊辰戦争終結前(第一段階)から始められているが、このたびの陸軍省達では、「戦場近傍ニ右戦死人之墳墓或ハ招魂場」について、「今般更ニ取調べるとしており、戦死者の人名だけでなく、墳墓や招魂場に対する調査が加わっている点が注目される。⁽³²⁾

この陸軍省達に対する滋賀県から陸軍省への返答(表No.15)は、「当管内右両年間戦争無之依而別段招魂場取設候儀ハ無御座候、右東国発行戦死之者於旧藩々碑石等建設、祭祀執行候向モ有之候得共、今般御達書照考仕候得ハ、右等之分更ニ御届申上候ニ不及義と奉存候、」というもので、管内で戦闘がおこなわれていないため、このたびの達書に照らし合わせて考えれば、旧藩が碑石を建設して招魂祭を行ってはいないが届出をする必要がないと考えているようである。ここからは、滋賀県が私設の招魂場を積極的に把握しようとする姿勢は見られない。このような県の姿勢の背景には、招魂場と旧藩主井伊直憲との関係が影響しているものと考えられる。そもそも、井伊神社内の招魂場は、直憲が旧藩士の死を憐み創建したもので、井伊家との繋がりが強いものだったからである。しかし、このような県の態度も、同年一二月末に大蔵省が各地の招魂場の社地免税、招魂墳墓の修繕や祭祀の費用を官費負担として維持していく方針を発表(表No.22)して以降、大きく変化する。翌七年二月には内務省乙第二二号達(墳墓の修繕を官費支給に決定)(表No.23)が、三月には内務省乙第二二号達(招魂場の地税免除と祭祀費・修繕費の官費

支給)(表No.24)が出されたことは前述したが、この実施のため、本格的な調査が行われ、滋賀県では内務省乙第二二号を受け、「近江国犬上郡古沢村招魂場明細書」・「近江国犬上郡古沢村招魂場従前祭祀修繕費取調書」を提出するが、それと同時に次のような伺書を内務省に提出している。

【史料五】「招魂場之儀ニ付伺書」(表No.25)

招魂場之儀ニ付伺書

戊辰己巳之際、従軍殉国之者戦没之地及ヒ其他各所ニおゐて旧藩主或者人民共私設致し候招魂場之儀者、永ク忠士之魂魄ヲ御吊慰被為在候御趣意ヲ以、自今其所立之地税ヲ免シ、祭祀并修繕共一切官費支給可致旨、被 仰出候ニ付、招魂場敷地反別地税之有無等、夫々御雛形ニ照準シ取調、実地絵図面相添、本月限り可伺出旨、本年御省第式十五号御達之趣ヲ以取調候処、当県管内近江国犬上郡古沢村招魂場之儀者、別紙祭典・修繕費、取調書并明細書ニ申上候通り、旧彦根藩主東京府貫属華族従四位井伊直憲今旧藩士之戦死ヲ憐ミ被建置候儀ニ而、敷地反別式反壹畝廿歩、此貢米八斗四舛八合者、当県貫属士族井伊智治郎^レ納罷在候事ニ付、右御達之旨ヲ以、本年^レ除税可申付候哉、将又年々祭典料等之儀者、是又別紙取調書ニ申上候通、井伊直憲賞典米渡方取計候節、百俵宛預リ置、其時之正相場ヲ以金ニ換へ、祭典現実入用之分下渡来リ候儀ニ而、百俵之定額者有之候得共、残余之分者直憲江下戻来候、元犬上県之引継ヲ以、当県ニおゐても同様取計、昨明治六年九月迄年々祭典執行罷在候儀ニ御座候、然ルニ右取計方之儀者、元犬上立県中ハ直憲旧臣之者多分在職罷在候儀ニ付、同人^レ之依頼ヲ以、前条取計いたし来

り候趣ニ候処、前申上候通り、素々直憲心得ヲ以、私設いたし置候招魂場之事ニ付、以来県庁之手ヲ不経シテ直々直憲へ寄付致シ祭典執行為致度旨、明治六年十月十八日申立、聴置候事ニ付、此度御達之趣ヲ以、自今寄付等二者不及旨相達、年々別紙祭典入費之分、大藏省江請取方申立候様可取計候哉、依之別紙祭典・修繕費取調書并明細書及実地絵図面共相添此義奉伺候也、

明治七年五月廿八日

滋賀県令松田道之（印）

内務卿大久保利通殿

（以下、朱書・表No.28）

書面招魂場敷地引ノ儀ハ何之通取計、尤井伊直憲ヨリ祭祀料其外寄付ノ分ハ故サラニ差止候儀ニ不及候条、寄付主ノ情願ニ任セ可申、且祭典・掃除料等ハ遂テ一般ノ御沙汰有之候迄、従前之通、米五俵、金二十二円三拾六銭ヲ以テ社費卜定、官費支給候儀ト可相心得事、

明治七年十月廿四日

内務卿伊藤博文（内務卿印）

内務省達乙二二二号で問題となっていた、地稅免と祭典料の官費支給について、地稅を今年から免除すべきか（傍線K）、毎年の祭典料を、直憲からの寄付を断り（傍線O）、大藏省から受け取るべきか（傍線P）、滋賀県では判断できず、伺いを立てたのである。県がこのように判断に迷う理由としては、この招魂場は旧藩主直憲が旧藩士の戦死を憐み、井伊智治郎を通じて地稅を納税してきたこと（傍線J）、祭典料については、直憲賞典米のうちから一〇〇俵を出し、残金は直憲に返却していたこと、またこれは犬上県の時からの引き継ぎであること（傍線L）、さらにこの招魂場は、直憲の私設のもので、直憲が県の手を経ず、直接に

祭典を執り行いたい旨、昨年一〇月一八日に願い出て許可されていること（傍線N）、などによる。また彦根県が消滅し、長浜県から犬上県となった後も、犬上県が滋賀県に合併されるまでは、多くの直憲旧臣が犬上県に出仕しており、彼らの依頼により直憲が開催する祭典が執り行われていたことがわかる（傍線M）。特に、祭典について、直憲が県の手を経ず直接に執り行うことを認められていた点は注目される。

文書奥に朱で書き込まれているのが、この伺いに対する内務省からの返答だが、これによれば、招魂場の敷地の地稅は何いの通り免除、祭典・掃除料は、一般の沙汰があるまで従前の額（米五俵、金二十二円三六銭）を社費とし、官費支給と定められた。また、直憲よりの祭典料その他の寄付は、殊更に差し止めることはせず、直憲の情願に任せるとされた（傍線Q）。この返答により、直憲が引き続き招魂祭典に関与することが認められたわけだが、これが旧彦根藩関係者に大きな影響を及ぼす。すなわちこれを機に、招魂場の移転計画が持ち上がるのである。井伊直憲は、内務省から返答が出されるより以前に東京府に招魂場の改造を二度にわたり願っていたが（表No.26・No.27）、その願出は、招魂場の「改造」であって「移転」ではなかった。しかしそれが、内務省からの返答後に旧藩士武節貫治が県に出した願出では、招魂場の「改造」に加え「移転」の要望が加わり、以後、武節と直憲が連携して「移転」の許可を得るための活動が繰り返されていくのである。武節が県に最初に提出した願書を見ていき、その要求内容を具体的にみていきたい。

【史料六】「招魂社新建造願」（表No.29）

旧藩主井伊直憲賞典拜賜ノ後犬上郡第四区古沢村ノ内字石ヶ崎ト申

処ニ於テ戊辰以来旧彦根藩戦死ノ招魂碑ヲ建立、年々祭祀相成居候
処、昨明治七年内務省乙第二拾二号厚キ御布令モ有之候ニ付、更ニ
招魂社ニ改造仕度段、先般直憲公別紙之通本管東京府庁へ出願仕置
候趣承知仕候、就而ハ此度右之旨趣ニ基キ賞典分載士民同心協力、
賞禄金米ヲ統合シ、従前之場所ハ郊外僻地ニ属シ、且ツ其碑ハ仏家
ノ墓碑ニ類似シ、不体裁ニ付更ニ便利ノ地ヲ計議シ、彦根第一区尾
末町別紙絵図面ノ地所ニ於テ東京招魂社ノ体裁ニ基キ新ニ造営致シ、
祭典ノ義ハ直憲初士民中ヨリモ年々若干ノ米金ヲ献納シ永遠保存ノ
方法直憲共ニ協力可致趣ニ付、従前ノ免税地所壹反七畝四歩ハ奉還
可仕候ニ付、別紙住所ノ地所御下渡、地稅免除被仰付候様、御詮議
被成下度奉願候、尤右出願之土地所有主へハ今般出願之旨趣申請候
処、御用地相成候トモ更ニ故障等無之、家作建物有之向ハ、夫々熟
議ヲ遂ケ苦情無之様取計可致候条、前条之至情御伺察至急御許可被
成度、士民惣代私共ヨリ奉願候、以上

明治八年

正月三十日

賞典分載士民惣代

犬上郡第拾区後三条村

四拾七番屋敷

士族

武節貫治（印）

滋賀県参事籠手田安定殿

前書之通ニ付奥印仕候、以上

右同村

戸長

近藤 文七（印）

（以下、朱書・・・表No.32）

戊辰戦争における彦根藩戦死者顕彰碑考

書面井伊直憲より東京府江出願之趣ニ候得共、未夕同府ヨリ何等之
照会モ無之、且其方惣代人之名義ニ候江共、委任状ヲ不差出、夫足
不都合ニ候、夫々手順ヲ経テ更ニ可願書候事

明治八年四月三十日

内容を要約すれば、古沢村石ヶ崎の招魂場（＝井伊神社内の招魂場）
は、直憲の賞典禄拝領後に招魂碑を建立し、祭祀を行ってきたが、内務
省二二号布令を受けて、先般、直憲が東京府庁へ招魂社への改造を出願
した。そこで賞典分与の諸士も同心協力して、現在郊外僻地にあり仏式
の墓碑のような不体裁な招魂碑を、彦根第一区の尾末町に東京招魂社
の体裁で新造営し、祭典については、直憲と諸士が費用の一部を献納し
て協力していくつもりである。よって免税となった石ヶ崎の地は返納し、
新たな場所（尾末町の社地）を免税地としてほしい。移転予定地の土地
所有者とは熟議して苦情が出ないようにする。以上を「士民惣代」（傍
線T）（士族惣代の意味カ）として願い上げる、というものである。

直憲はすでに東京府へ「改造」の出願をしていたが（傍線R）、これ
に賞典禄分与を受けた士族たちが加わり、「移転」して新たな招魂社
を「新造営」し、祭典についても、直憲と諸士が献納して存続に協力す
るという（傍線S）。つまり、先の内務省からの返答（直憲の寄付の継
続許可）に力を得た旧藩士らは、さらに招魂社を「移転」「新造営」し、
戊辰戦争戦死者顕彰の一端を担うことで、彦根での影響力の維持を図つ
たと考えられよう。直憲は、この武節の願書提出後、彦根の旧藩士たち
に対し移転・新造営のための寄付を募る呼びかけも行っている（表No.
30）³⁰。こうして武節を中心に直憲とも連携して移転計画は推移していく。

しかし、この武節の願出は、願書を受取った滋賀県から差し戻されてしまったことが、文書奥にある県の返答（朱書き部分）からわかる。すなわち、井伊直憲が東京府に願出したというが、東京府からは何の照会もなく、また武節は「士民惣代」というが委任状もなく、いずれも手順を踏んでいないというのである（傍線U）。

それでも武節は、彦根の士族たちに協力を呼びかけ、社地予定地の調整や意見の取りまとめを行い、県へ再願を繰り返す（表No.33、No.36、No.38）。これら複数回にわたる嘆願を受け、滋賀県もようやく武節らの願を受け入れ、最初の願から半年後の六月一七日、内務省に招魂場の改造、移転伺いを提出した（表No.39）。県は、この伺書の中で、直憲と彦根在住の士族らの出願を受けて伺いをしていくこと、またこれらの出願は県を通して行うのがよいとの指令を受けて伺いをしていくことを述べているが、これは、政府への出願のルートが、県を通したものに一本化されたことを示しているといえよう。⁽⁴⁶⁾

しかし、この伺いは、今度は内務省によって不許可とされる（表No.45）。一〇月二七日付の内務省の返答は、招魂場について「移転免税及新築之儀ハ難聞届、尤従前之墓碑、仏式二類似不体裁之趣ニ付、該地ノ旧碑ヲ神式ニ改修候儀ハ不苦候条、此旨相心得出願之者へ可相達事」とあり、当該地の旧碑を、その場で仏式から神式に改造するのはよいが、移転して免税、新築することは不許可というものであった。武節が申請した移転先の社地がこれまでの土地の約一〇倍の大きさだったことや、旧藩の関係者が招魂社の新造営を主導することは、政府にとって簡単に許可できることではなかったであろう。

その後も武節はあきらめず嘆願を繰り返し、一〇月一五日には従前の

免税地分のみを地税免除とし、その他の地税や修繕・祭典の費用は直憲や士族からの資金で賄うとして、移転の許可を得ようとし（表No.44）、さらに十一月九日には不許可ならば地税の免除なく、私有地同様であっても移転するので許可を得たい旨を県に伝え（表No.47）、これを受けた県が一月二九日に内務省へ伺いを提出する（表No.48）。免税地となつている古沢村の招魂場の敷地は返還し、尾末町で同じ敷地分を地税免除とすることで移転の許可を求めたのである。その結果、翌明治九年五月一八日、ついに内務省から「特別之詮議」をもって移転の許可が出され（表No.51）、⁽⁴⁸⁾二ヵ月後の七月二〇日に遷座式、二二、二二日に祭典が執行され、尾末町に新たな「招魂社」が創建された。

こうして創建された招魂社だが、これほどに直憲や武節ら招魂社の新造営にこだわったのはなぜだろうか。戦没者慰霊が近代国家の重要な政策の一つであり、国民国家形成に大きな影響を与えたことは論を俟たないが、明治政府による藩設招魂場の掌握、整備は、彦根藩にとつては、藩命によって戦死した兵士を藩主自らが慰霊する場を失うこと意味し、祭典における寄付は認められたものの、直憲の藩主としての影響力の低下は免れなかったであろう。また、旧犬上県において旧藩主直憲による招魂社祭典実施を依頼するなど直憲の影響力の維持に貢献した旧藩士たちにとつても、犬上県の滋賀県への合併や、出願ルートの一本化を通じて、新体制の整備、浸透は、直憲を核とする旧彦根藩の影響力を低下させ、旧体制に連なる旧藩士らの地位やアイデンティティ喪失にも繋がったと考えられる。招魂社新造営とは、旧彦根藩士らが藩主と共に招魂社創建を主導し、彦根城下中心部に移転することで、国家による戦死者慰霊の一端を担い、新たな体制の中に自らを位置付け、地域における影響力の

維持を図るものだったのではないだろうか³⁹⁾。

一方、この同じ時期に、豪徳寺に瘞首塚碑が建立された意味とはいかなるものだろうか。彦根での戦死者顕彰の動きが東京にも伝わり影響を与えたと想像できるが、それと同時に、井伊神社内の私設の招魂碑が公のものに造り替えられるのに伴い、井伊家菩提寺の豪徳寺という私的な空間に、井伊家私設の顕彰碑（＝瘞首塚碑）を建立したと考えられるのではないだろうか。東京の旧藩主直憲のもとには、多くの旧彦根藩士らが集い、いまだに強い繋がりが維持されていた。主君の命により命を落とした旧藩士を慰霊・顕彰することは、かつての君臣関係を再確認し、明治の新体制の中で旧彦根藩の纏まりを維持することに繋がったのではないか。瘞首塚碑は、東京在住の直憲により、彦根の私設の招魂碑に代わるものとして建立されたと考えたい。

四、その後の戊辰戦死者の慰霊と顕彰

招魂場の移転から十四年後の明治二三年夏八月、井伊直憲伯爵夫妻は、御供の堀正令、大久保誠一郎他男女三人を連れ総勢七人で伊香保、日光を遊覧した。その帰り道、日光を発ち小山に着いたところで汽車に不具合が起き、一行はその待ち時間に、青木貞兵衛の墓のある天翁院を訪れることにした。この時同行した大久保誠一郎が書き記した記録の抜書が「青木津右衛門家文書」に残っており、戊辰戦争での激しい戦闘から二三年を経た小山の様子を知ることができ興味深い。この記録は青・朱色の二種類の罫線入り用紙に書かれており、一枚目は（青色罫線入り用紙）大久保の書き記した記録、二枚目は（朱色罫線入り用紙）大久保が

青木貞兵衛弟の三郎へ問い合わせた遺体埋葬地についての返答の抜書と考えられる。なお、史料中に見える（ ）は、原文のまま。

【史料七】「青木津右衛門家文書」二七二号

——〔青色罫線入り用紙―筆者注〕——

明治廿三年八月廿一日御発京從三位伯御夫婦伊香保分日光御遊覧
九月四日御帰京、御供堀正令、大久保誠一郎外二男女三人、都合一行七人也、誠一郎書取の抄出

九月三日、日光御立小山迄来リシ処、汽車ニ損所出来、待合セ中、青木貞兵衛の墓ニ御参詣可被遊トテ天翁院と申寺（寺と申セバ寺ナレド百姓坊主と候様のもの也）へ御出の処、青木の墓知れず、先年堀と金田師行とが日光遊覧の途次墓印ヲ立候由ニ候へ共、今ハ其印もなし、ここらが青木の墓ト申事ヲ堀が申ラ便ニテ一向分ラズ、勿論其辺ニハ幾ツも墓アレドモ皆印ハナシニ、少シ土ヲ高クシ青竹ヲ二本立テ線香ヲ供へ候跡ノミニ有之、其寺ニ青木の事ヲ知りシモノ有之トノ事ニテ、其老婆ヲ呼ニ遣シ尋候へ共分ラズ、其辺ノ男一人来リ、彦根様の墓ハ此辺ニ在ル由ヲ申ト堀が心覚トテ目的ニ先ツ是ト御認定（墓印ナシハ此辺ノ慣習ニテ無キトテ平氣ノ様子也）三位伯御夫婦共、御拝被遊候て小山の御小休、西村ト申者ニ頼、三寸角の棒ヲ削ラセ、表ニ彦根藩士青木貞兵衛墓、裡ニ明治元年四月於小山戦死ト認メ伯分御立ニ相求候、私共より香儀ヲ供へ申候、後ニ思へバ彦根藩小隊長とせバヨロシカルベキヲ存候へ共、無キヨリハ可シト存候、抑青木三郎が明治八年頃二野州へ参リ候モ節何か立候様ニ承り候、如何哉、

其墓の位置ハ、右ハ一間計隔テ、田也、後ハ杉樹アリ、左ハ他ノ墓所也、左ノ方一間計隔テ増田某と申石碑有之、前ハ細道ニテ其道ヲ隔テ、草原也、

青木三郎ハ、如何の木と記憶され候や、御尋被成度、尤右御参詣の事も御咄□願上候、

——〔朱色野線入り用紙―筆者注〕——

青木貞兵衛遺体埋葬地御尋ニ付左ニ

貞兵衛外一人ノ遺体（外一人トハ貞兵衛隊下太鼓打浅山外次郎ナラント推考ス）ト共ニ天翁院ノ裏手墓地ニテ庫裏ノ東ノ方ヨリ廻リ東北ト覺シキ方ニ大樹（槻カ櫨カ朧ト不覺）有之、其東ノ方根元ニ埋葬致候趣、其頃ノ用掛リ并ニ寺僧ノ申聞ニ依リ、夫へ墓印建設置度候□□□□

御書面中ノ杉樹、増田某ノ石碑等ノ事ハ記憶不仕候、

この記録によれば、井伊夫妻ら一行は、八月二日に東京を発ち、伊香保、日光を遊覧し、九月四日に小山の天翁院に立ち寄っている。天翁院は、藤原秀郷の流れを汲む関東屈指の有力武士小山氏の菩提寺で、現在も小山市に存在する由緒ある寺院なのだが、東京から来た一行には田舎の百姓持ちの小さな寺と映ったようである。青木の墓には、昨年日光遊覧の途次に堀と金田師行とが墓印を立てたというが、今はその印もななく一向にわからない。周辺に墓は幾つもあるが印はなく、土を小高く盛り、青竹を二本立てて線香を供えた跡が残るだけだったという。青木の事を知る老婆がいるというので呼びにやって尋ねたがわからず、近くにいた男が、彦根様の墓はこのあたりだということでその場所を墓とし、井

伊直憲夫婦がともに参拝した。さらに西山という者に頼んで三寸の角棒を削り、表に「彦根藩士青木貞兵衛墓」、裏に「明治元年四月於小山戦死」と記して、直憲がこれを建て我々から香典を供えた。後に「彦根藩小隊長」と記せばよかったと後悔するが、何も無いよりはよいだろうとも回想する。明治八年頃に、青木三郎（貞兵衛弟）が小山を訪れた際にも何か（目印）を立てたように聞いているが如何であろうか、と記し、現在墓とした場所周辺の様子を詳しく記し、青木三郎が参詣した時の話を尋ねるとしている。

続く二枚目（朱色野線入り用紙）の記述は、この問い合わせに対する青木の返信と思われるが、貞兵衛とその他にも一人の遺体が埋葬された場所とは（もう一人の埋葬者とは、貞兵衛隊下の太鼓打の浅山外次郎と推考している）、天翁院の寺僧や用掛から聞いた話から、天翁院裏手の墓地、庫裏の東方から廻って東北と思われる場所にある大樹の東方の根元とし、その場所に墓印を立て置いたというものだった。問い合わせのあった墓後方の杉樹や、左方一間ほど隔てた所にある増田某の石碑については、記憶していないと返答している。

以上、長々と紹介したが、戦いから二三年後の青木貞兵衛の墓（埋葬地）の様子とは、すでに人々から忘れられ、もはや埋葬された人も場所も定かではないというものだった。戦場となった小山では、戦渦に巻き込まれた住民らにとつて、官軍兵士を顕彰する意識自体が希薄だったと思われ、その記憶も失われようとしていたのである。さらにこの文章から感じられるのは、井伊家一行の貞兵衛の墓への思い入れの弱さではないだろうか。これは単に記主の大久保に起因するものなのか、井伊家一行に共通するものなのか判断はできないが、戊辰戦争終了直後から招魂

祭を行い、招魂社創建に奔走した頃の井伊家当主直憲の姿と比べるならば、貞兵衛墓への直憲の強い思いを見出すことは難しい。直憲にとつて貞兵衛戦死の事実も、もはや過去のものになっていたのであろう。

直憲一行の小山訪問からさらに下ること一〇年、明治三三年七月一日の貞兵衛三十三忌に、天翁院において遺族や関係者の手により、貞兵衛を顕彰する記念碑が建てられ、建碑式が行われた。

【史料八】「青木津右衛門家文書」一一五号⁽⁴⁾

故青木貞兵衛君建碑發起并賛成人名

發起人 青木三郎

賛成者 堀部久勝

全 西村捨三

全 石黒努

全 海老江克己

(以下、五名略)

全揮毫 日下部東作

右、同君建碑金ハ、發起人及ヒ賛成人ノ出金ニ係ルモノト雖モ、井伊伯爵此挙ヲ賛美シ、補助セラレタルヲ以テ竣功シ、祭祀スルヲ得タリ

明治卅三年四月十七日

堀部久勝

三居満一

右天翁院住職へ渡シタレハ過去帳へ記載シ、後代へ伝フルト口答アリ

栃木県下都賀郡小山駅天翁院ニ於テ建碑式執行順序左ノ如シ、四月

戊辰戦争における彦根藩戦死者顕彰碑考

十七日午前十一時三十分着席
於本堂

読経

發起人 焼香

賛成人 焼香

終

於建碑所

建碑式読経

祭文朗読 堀部久勝君

發起人 焼香

賛成人 焼香

終

戦死者埋葬場へ

墓標建設参拝

退散

維レ明治三十三年四月十七日、故青木貞兵衛君三十三忌ニ当ルヲ以テ、令弟青木三郎氏及ヒ旧友諸氏ト相図リ、君カ碑ヲ建テ、霊ヲ祭ル、抑モ明治元年君カ王師ニ従ヒ、下野ノ野ニ転戦シ、其四月十六七日ハ激戦奮闘、遂ニ此地ニ斃レ、名誉ヲ千歳ニ遺サレタルノ日ナリ、予ハ当日戦地ニアリテ其軍ヲ監シ、勇戦奮撃ノ現状ヲ想起スレハ、今猶眼前ニ視ルカ如シ、実ニ感激ニ堪ヘザルナリ、本日霊前ニ参拝シ、恭シク微志ヲ陳フ、尚クハ饗ケヨ

明治三十三年四月十七日

堀部久勝

(後略)

後略した部分には、「故青木貞兵衛君建碑寄付金額并外戦死者祭資金支出報告」が続き、建碑および祭祀の費用の収支報告が記されている。そこでは、井伊家よりの補助金六七円をはじめ、青木三郎の二〇円、その他の賛成者から一円〜五円の寄付がなされている。

発起人は貞兵衛弟の青木三郎、賛成者は西村捨三や石黒務など明治期の政界で活躍した人物を含む九名が参列している。式当日に祭文を朗読した堀部久勝は、堀部自身が述べているように貞兵衛戦死の日に戦場で指揮を執っており（傍線V）、堀部そして西村、石黒も東山道先鋒総監府部隊の一員として青木同様に激しい戦闘を経験した中下級武士たちであった⁽⁴⁵⁾。また彼らは幕末維新时期を通して藩内で力を付け、廃藩置県後は井伊家邸のある東京に在住した彦根人グループの一員でもあり、碑文指毫の日下部東作もまた東京在住の彦根人の一人だった⁽⁴⁶⁾。

この建碑式は、読経や焼香が行われていることから仏式の法要であったと言えるが、同時に貞兵衛を称える祭文が読まれていることから、すでに祭神となっていた故人への「供養」と「顕彰」の二つの側面をもつ式典であったと考えられる⁽⁴⁷⁾。また建碑式三カ月前、天翁院住職が、春秋の彼岸、盆正月、および月命日の墓所の掃除と献花料として青木三郎から二円を請取り、貞兵衛の供養を約束している⁽⁴⁸⁾。

故人を偲ぶ法要や供養は、遺族にとってはもちろん、戦場を共にした関係者にとっても当然ながら重要な意味を持っていたのであろう。しかし、このような小山での顕彰や供養は、時間の経過とともに行われなくなり、天翁院には石碑だけが残され、建立の意図も忘れられていったであろう⁽⁴⁹⁾。

五、おわりに

以上、世田谷豪徳寺の瘞首塚碑、小山天翁院の貞兵衛墓と記念碑、彦根の招魂場および招魂社創建から戊辰戦争戦死者の慰霊、顕彰についてみてきた。瘞首塚碑については、井伊家の菩提寺豪徳寺内での私的な顕彰碑であり、旧彦根藩の繋がりが薄れていくにつれ忠臣を顕彰する意味も失われていったと考えられる。貞兵衛記念碑については、遺族や戦場を共にした戦友らによって三三年忌に建碑されたことから故人を偲ぶ供養の側面が強く、碑の所在地が遠方でもあり、時が経ち故人の関係者が減るに従い忘れられていったであろう。彦根の招魂社―現在の滋賀県護国神社―境内にも、戊辰戦争戦死者二六人を祀る「戊辰従征戦死者碑」があるが、境内奥の目につかない場所にあり、訪れる人もほとんどなく劣化がすすんでいるという⁽⁵⁰⁾。武節ら士族の強い思いの末に創建された彦根招魂社だったが、時の経過とともに戦死者の数は増大し、日清戦争の頃よりは戦死したすべての滋賀県民を祀る「地域」の招魂社として再編され、さらには靖国神社に連なる滋賀県護国神社へとその姿を変えていく⁽⁵¹⁾。そうした中で小山の戦いの戦死者を含む戊辰戦争戦死者二六人も、多くの戦没者の中に埋没していき、最終的には、国のために戦死した兵士、国家の兵士として一括され、その存在は薄れていったと考えられる。このようにして、瘞首塚碑、貞兵衛記念碑の建立や彦根招魂社創建の意味は失われ、各地それぞれに存在する顕彰碑も当初の役割を終え、人々の記憶から失われていったのである。

注

- (1) 青木貞兵衛頼実は、はじめ津右衛門、後に貞兵衛を名乗る。青木家の家伝文書（青木津右衛門家文書）四二二点は、現在、滋賀大学経済学部附属史料館が所蔵している。引用にあたっては、『滋賀大学附属史料館 研究紀要』四三三号（二〇一〇年）所収の「青木津右衛門家文書目録」の請求番号を記載する。
- (2) 亀山三編『近代先哲碑文集』第十五集、夢硯堂、一八六八年
- (3) 世田谷区立郷土資料館編『豪徳寺 文化財総合調査報告』世田谷区教育委員会発行、一九八七年
- (4) 世田谷区教育委員会編『国指定史跡 彦根藩主井伊家墓所 豪徳寺井伊家墓所調査報告書 指定編』二〇一二年。『同 保存・整備編』二〇一二年
- (5) 総高二八〇センチ、棟身部一二八×三八×三三センチ（前掲注3）
- (6) 『豪徳寺 文化財総合調査報告』（前掲注3）によれば、聞き取り調査から、この小高い場所は通称首塚と呼ばれていたことがわかる。
- (7) 日下部鳴鶴は、彦根藩出身の書家。慶応四（一八六八）年、彦根藩から貢士を命じられ江戸に出て新政府に仕え、後には太政官内閣大書記官まで昇進する。日下部鳴鶴については、彦根城博物館編『近代日本の書聖 日下部鳴鶴』（彦根城博物館テーマ別図録）二〇一二年参照。
- (8) 本稿掲載の碑文は、『豪徳寺 文化財総合調査報告』（前掲注3）所載の碑文、および世田谷区立郷土資料館編『幕末維新―近代世田谷の夜明け―』（平成二十四年度特別展図録、世田谷区立郷土資料館発行、二〇一二年）所載の碑文（訓読および注釈は、重野宏一氏）を参考とした。
- (9) 碑文の内容は、彦根藩士を顕彰するという意味合いからか、若干の誇張や誤りも見えるが、ここでは碑文内容をそのまま紹介した。
 小山での戦いおよび幕末維新期の彦根藩の動向については、松尾正人「下野国小山における戊辰戦争」（『歴史手帖』一一一六、一九八三年六月）、羽賀祥二「廃藩への道―王政復古と彦根藩の動向―」（彦根藩資料調査研究委員会編『彦根城博物館叢書Ⅰ 幕末維新の彦根藩』サンライズ出版、二〇〇一年）、佐々木克「彦根藩の戊辰戦争」（『幕末維新の彦根藩』、宮地正人「幕末彦根藩の政治過程」（『幕末維新の彦根藩』、『小山市史 通史編Ⅲ 近現代』

戊辰戦争における彦根藩戦死者顕彰碑考

一九八七年、『小山市史 史料編 近現代Ⅰ』一九八四年、小山市立博物館編『第六七回企画展 幕末維新期の点描 そのとき小山は』二〇一六年などを参照。

(10) 「華族家記」井伊直憲 慶応四年閏四月三日（彦根市史編纂委員会編『新修彦根市史 第八巻 史料編近代Ⅱ』二〇〇三年。一一〇号文書）

(11) 青木貞兵衛の墳墓は、彦根の龍潭寺にあることが、次の史料からわかる。秋山や清水の報告から戦死の知らせを受けた一カ月後の五月、地元彦根の龍潭寺に、謹二郎により建立されている。龍潭寺は、井伊家の菩提寺で、戊辰戦争戦死者の招魂祭が行われるのは、龍潭寺に隣接する井伊神社内の招魂場である。

【史料】「青木津右衛門家文書目録」四〇号

元彦根藩
河手主水隊

士族

青木貞兵衛

一、墳墓所近江国犬上郡第四区古沢村龍潭寺境内墓地江埋葬

一、地坪 半坪

一、明治元戊辰年五月八日 創立

一、貞兵衛長男嗣子青木謹二郎建之

一、本籍犬上郡第二区円常寺町後閑奨方同居

右之通り御座候間、此段御届申上候、以上

貞兵衛相続人

青木謹二郎（印）

この史料には日付が記載されていないが、政府の墳墓調査が行われた明治九年頃のものと考えられる。また貞兵衛を埋葬した墓が、小山天翁院にある（後述）。豪徳寺の瘞首塚は遺体を埋葬したのではなく招魂墳墓と考えた方がよさそうである。

(12) この戦いは当時から有名だったようで、明治初め頃に制作された「当世武

勇伝（絵師・花陽楼国員）にも取り上げられている。ただし現在この錦絵は原本が確認できず、「青木津右衛門家文書」中のモノクロ写真でのみ確認できる（「青木津右衛門家文書」二七三号）。

- (13) 招魂祭に関する研究は多くの蓄積があるが、さしあたっては、村上重良『慰霊と招魂』（岩波書店、二〇一四年（第六刷））、藤田大誠『戦死者の霊魂をめぐる慰霊・追討・顕彰と仏式両式』（國學院大學研究開発推進センター編『慰霊・慰霊・顕彰―死者への記憶装置―』錦正社、二〇一〇年）を参照した。
- (14) 国立国会図書館調査及び立法考査局編『新編 靖国神社問題資料集』（二〇〇七年、国立国会図書館デジタルコレクション）、(一) 創立・社格付与関係【一】・【二】号文書。

この太政官布告により、京都東山に新政府の中心的な慰霊施設を建設することが構想されたが、この時点では実現せず、実際には京都霊山において諸藩がそれぞれに祭祀を行う社を設けての招魂祭が実施されている。戊辰戦争終了後に、さらに紆余曲折を経て、明治二年に東京招魂社が創設されることになる。

- (15) 各地につくられたこれらの招魂場は、軍（中央）の招魂場であると同時に、郷土ために死んだ兵士を祀る郷土に連結した「地域」の招魂場という性格を持つことは、井上勝生「志士と民衆―長州藩諸隊と招魂場」（『岩波講座 日本通史 第十六巻 近代二』岩波書店、一九九四年）に詳しい。中央と地域の招魂社の性格に注目する研究としては、この他にも、藤田大誠（前掲注13）、白川哲夫「招魂社の役割と構造―京都の「戦没者慰霊」」（『戦没者慰霊』と近代日本―殉難者と護国神社の成立史―）勉誠出版、二〇一五年）、國學院大學研究開発推進センター編『慰霊・慰霊・顕彰』（前掲注13）所収の諸論文を参照。

- (16) ただし長州藩の招魂場がそのまま直接的に東京招魂社に繋がるわけではないことは、前掲注13の村上、藤田両氏の論文にも詳しい。例えば墳墓の形態について波田永実は、東京招魂社は墳墓としての性格を持っていない点で長州藩の招魂場とは異なり、幕末維新期に作られた招魂社は、墳墓と招魂社（祠）の区別があいまいなものや、社殿の有無など一様ではなく、定まった形式や祭祀はまだ確立されていなかったが、藩によって慰霊・顕彰され、士気を高

める役割を果たした点は靖国神社に繋がるとする（『招魂祭祀』考I）招魂祭祀の歴史的形成と展開（『流経法字』八、二〇〇八年）。また、招魂祭が行われる「場」、つまり慰霊・追悼・顕彰の行われる「場」については大原康夫が、招魂祭の行われる場の種類を、①官祭招魂社、②官修墳墓、③招魂碑の三つに分けて考える必要があることを指摘する（大原康夫「〈場〉を支える人々の想い」（『慰霊・慰霊・顕彰』前掲注13）。その他、本康宏史も慰霊空間に注目している（本康宏史「軍都」における「慰霊空間」の諸相）「軍都の慰霊空間―国民統合と戦死者たち―」吉川弘文館、二〇〇二年）。

- (17) 「華族家記」井伊直憲 慶応四年戊辰四月至同年七月・諸願何御届書等（国立公文書館デジタルアーカイブ）。以下、「華族家記」は、特に断らない限り国立公文書館デジタルアーカイブによる。

- (18) 彦根では、この時点で記された戦死者二名が、小山の戦いで戦死者として、後々まで記憶されていくことになる。瘞首塚碑では、「小山戦死故彦根藩士十一人首塚碑」とされ人数が一致しないが、詳細は不明である。

- (19) 河東操練場での祭典では、神祇官から各藩へ参拝の刻限等を知らせる通達が出されており、彦根藩でもその写が残されている（『華族家記』井伊直憲 慶応四年戊辰四月至同年七月・諸願何御届書等。慶応四年七月八日）。

- (20) 『全国護国神社五十年史』（五十年史編集委員会編、全国護国神社会発行、一九九七年）二五九頁では、滋賀県護国神社は、「明治二年九月、彦根藩知事井伊直憲、戊辰の役に戦死した藩士青木貞兵衛頼実をはじめ二六名のために招魂碑を建て、慰霊の祭典を行ひ、九年七月二十一日、尾末町の現在地に招魂社造営す」とする。

- (21) 明治六年一月二〇日付井伊神社社官宮川喜代志作成「御尋二付招魂碑委細書」（滋賀県立公文書館所蔵「特定歴史公文書（明治）」請求番号、明すー583。以下、同館所蔵の「特定歴史公文書」については、明すー583、のように記す）。

- (22) 井伊直憲は、楠公祭に続いて行われた護良親王の招魂祭（護良親王忌日、同年七月二三日実施）にも参列しており、これを機に遠江国井伊谷（井伊家の発生の地）で没した宗良親王を祀る宗良親王御社造営を請け負い、造営されたのが井伊谷宮である（村上前掲注13、七〇頁。『日本歴史地名大系 静

岡山」平凡社参照。

- (23) 彦根市教育委員会文化財部文化財課「彦根市指定文化財 解説シート」。滋賀県神社庁HP (<http://www.shiga-jincho.jp/index.html>)。
- (24) 「太政類典」第二編 第二百六十巻 教法十一 神社九(国立公文書館デジタルアーカイブ)の明治六年二月二十八日には、「各地招魂社々地ヲ除キ官費を以テ祭祀及修繕ス」とあり、その中の「大藏省伺」(大藏省へ掛合)に、社地の免税、修繕・祭祀の官費負担について記される。
- (25) 内務省達乙第十二号。府県宛(『法令全書 明治七年』。国立国会図書館デジタルコレクション)。以下、『法令全書』はすべて国立国会図書館デジタルコレクションによる。
- (26) 内務省達乙二十二号。府県宛(『法令全書 明治七年』)。
- (27) 太政官達第六十七号。使府県宛(『法令全書 明治八年』)。
- (28) 内務省達乙第三百二十二号。東京府を除く府県宛(『法令全書 明治八年』)。
- (29) 村上前掲注13、八八頁〜九一頁。
- (30) 彦根招魂場の移転問題に関しては、大月英雄「湖国こぼれ話③ 戊辰戦争の記憶―彦根招魂社の設立―」(『滋賀県史資料室だより』三号、二〇一七年十月)に詳しい。また「幕末を駆け抜けた彦根藩士―官軍となった井伊の「赤備え」―」(滋賀県立公文書館デジタル展示 平成二九年度)にも関連展示がある。
- (31) 陸軍省達第六十四号。府県宛(『法令全書 明治六年』)。なお、明あー79にもこの達の写がある。
- (32) 河東操練場での招魂祭実施のための戦死者調査は明治元年に出されていたが、このような調査や届出は徹底されなかったようで、明治五年二月二日付兵部省達第五十二号(『法令全書 明治五年』)には「去ル巳午之年(『明治三年』)度々相違置候得共、今以不差出差出候向モ認方粗漏ニテ、祭典差支不都合之至候」とあって、明治二、三年より命じられている人名の届をいまだ差出さない府県があり、東京招魂社での祭典に差し支えが生じていることがわかる。
- (33) 直憲が行った東京府への三度目の出願(五月三日)も、改造に移転の要望が加わっている(表No.34)。

戊辰戦争における彦根藩戦死者顕彰碑考

(34) 明治八年四月五日付「首唱文」。直憲は、有功諸卿らがすでに盛大な招魂社造営の計画をしていることを聞き、大いに喜び賛同して、新造営の責は諸卿と直憲にありと呼びかけ、諸卿(士族)へ寄付を募っている。移転の計画は武節ら旧彦根藩士により発案され、直憲もこれに賛同したことがわかる。以下、首唱文の一部を掲載する。

「先般内務省ヨリ厚キ御布令之アルヲ以テ戊辰以来旧藩士民ノ戦死ヲ吊ハン為メ、石ヶ崎ニ建置スル所ノ招魂碑ヲ更ニ社ニ改造スルヘキ旨ヲ以テ、我本貫東京府江出願ニ及ヒシ処、有功諸卿等、早クモ此旨趣ニ基キ、猶一層ノ大奮発心ヲ起シ、従前ノ招魂碑ハ浮屠氏ノ墓石ニ類似シ頗ル其体裁ヲ失ヒ、且其地理タル遠ク郊外ニ離レ亦宜キヲ得サルヲ以テ、今度更ニ便利ノ地ヲ相シ新ニ盛大祠社ヲ營造シ、其祭典ニ於ル永遠ノ良法ヲ立ンガ為メ、各分賜賞典ノ一歳分額ヲ交附シ、其費ニ充テ同心協力以テ其忠魂ヲ地下ニ慰シ、其榮名ヲ無窮ニ伝ヘント欲シ云々、(中略) 則建社ノ責、諸卿ト我輩トニアリ、(中略) 之カ為、更ニ若干ノ金円ヲ附シ聊以テ我微志ヲ現サントス、其建社ノ方法地景等、総テ別紙ニ明載ス、願クハ諸卿其レ此意ヲ領了シ、猶勉力奨励連ニ着手シ以テ其業ヲ終ヘンコトヲ、是我輩ノ諸卿ニ向テ切ニ冀望シ懇々己ム能サル所以ナリ

(35) 「招魂碑改造之義ニ付伺」(表No.39)には、「井伊直憲ヨリ東京府工出願シ、其旨御省江相伺候処、当県ヨリ上申仕可然哉ニ御指令相成候趣ヲ以テ乙印之書類同府ヨリ差廻シ相成候処、当県士族彦根住同志之者共ヨリモ同様改造一義出願府合仕候事ニ付」とある。

(36) 武節の最初の出願(表No.29)から県の内務省への伺い(表No.39)までの間にも、県は内務省へ伺いをしていく(表No.37)、これは、移転、改造に関するものではなく、四月二四日に出された太政官六七号達で定められた招魂社の経費・墳墓修繕費の定額(一社三五円、うち二〇円が祭祀費、別に神饌料として一名あたり金五〇銭、墳墓については一ヶ所年額金六円二十五銭)に、引き直すべきか伺ったもの。この伺いへの返答は八月二二日付に出されている(表No.41)。

(37) これまでの敷地が一反七畝四歩だったのに対し、申請した土地は、約十倍の一町一反六畝であった。

(38) 「招魂碑移転之義ニ付上申書」(表No.48) に対する返答(表No.51)の全文を載せる。これにより、従来敷地分のみの免税、新造営の費用は自弁という武節らの出願通りの内容で許可となった。

書面招魂場移転改造之儀、再応出願之趣、特別之詮議ヲ以更ニ聞届、敷地之内壹反七畝四歩者、民有地第三種へ組入減税之儀、大蔵省へ可申出、其余之地所貢租及建築之諸費ハ一切自弁可為致、且旧地処分之儀ハ取調尚可申出事、但々々祭祀修繕之費用ハ、昨八年第六十七号公達定額之通、付与候儀ト可相心得事、

明治九年五月十八日 内務卿大久保利通(内務卿印)

(39) 招魂場のあった古沢村は、明治七年に佐和村を中心に成立した村で、佐和村は佐和町と記されることも多く、『江左三郡録』では「今全ク町ト成テ村ハナシ」と記され(『日本歴史地名大系 滋賀県』平凡社、「佐和村」、武節の訴えにあるような「郊外僻地」とまで言えるか疑問である。一方、武節らが移転先とした尾末町は、上級家臣らの屋敷地だった場所、ここへの移転は、当時藩内で台頭してきた中下級家臣に対し、武節等上級家臣がその存在感を示す意図もあったのかもしれない。しかし、移転地購入にあたって対立もあったようで、隣接する埋木舎敷地をめぐってトラブルとなっており(大久保治男「埋木舎と井伊直弼」サンライズ出版、二〇〇八年)、上級家臣も一枚岩ではなかったようである。

(40) 本文中に名前が見える大久保誠一郎は井伊家の家従、堀正令・金田師行は家扶あるいは家従を、時期は不明ながら勤めたようである(三宅正浩「明治期井伊家の家政組織」『彦根城博物館紀要』一三三、二〇一三年)。

(41) 彦根で招魂場の移転活動が行われていた明治八年頃に、三郎が小山の貞兵衛の埋葬地を訪ねていることは興味深い。

(42) 明治九年三月二五日付「墳墓所在御届書」(滋賀県宛、浅山外次郎跡相続人浅山庄次郎差出、明すー582)によれば、浅山の墳墓は、明治元年八月、

井伊直憲により世田谷豪徳寺境内に創建とある。彦根では、内務省乙一七一号達(表No.49)を受けて、明治二年から三年にかけて一斉に墳墓調査が行われ、遺族たちが「墳墓所在御届書」を提出するが(表No.50)、これによれば、豪徳寺に埋葬されている人物は、浅山の他に矢田常右衛門がいる。しかし、矢田の場合は、創建者不明、創建年は明治八年五月(瘞首塚碑建立と同月)とされており、瘞首塚碑建立の際に併せて弔われたと推測される。

(43) 小山の戦いでは小山宿や周辺の村々も戦火に巻き込まれ、民衆は避難を余儀なくされた。また人馬の動員も重い負担となり、一般民衆にとっては迷惑そのものだったという(『小山市史 通史編Ⅲ 近現代』前掲注9)。

(44) 『新修彦根市史 第八卷 史料編近代一』六八一号にも一部掲載。

(45) 西村、石黒、堀部は、直憲の賞典禄からの分与を受け、加増されて一〇〇〜二〇〇石ほどになった中下級武士である。

(46) 彦根藩では、明治初期の能力主義的な再編により、門閥を抑え、中下級武士が台頭することは、落合弘樹「維新後の彦根藩と彦根藩士」(『幕末維新の彦根藩』参照。また瀬戸口龍一は、明治期を通して井伊家を支え、東京に在任の「東京グループ」とも称すべき彦根出身者のネットワークが形成されていたことを指摘し、「相馬永胤日記」に見える東京の彦根人として、西村、石黒、堀部の他に日下部の名を挙げている(『明治期における井伊家と士族たち』「相馬永胤日記」から見る彦根藩士族たちの動向)、『専修大学史紀要』七二、二〇一五年)。

(47) 幕末、明治に始まった招魂祭が、神式のみならず仏式でも行われている例や、日清戦争以降は「神仏合同招魂祭」という形で広範に展開していくことが、先学により指摘されている(前掲注13藤田、前掲注15白川論文、今井昭彦「人神信仰と戦没者慰霊の成立」(鳥蘭進他編『シリーズ日本人と宗教』近世から近代へ 第三巻 生と死』春秋社、二〇一五年)等を参照)。この建碑式も、遺族や関係者により、個人を偲び供養する仏式の法要が行われていることを指摘しておきたい。

(48) 「青木津右衛門家文書」四三一九号

(49) 貞兵衛記念碑は、現在も天翁院境内の正門すぐの参道脇に残る。

(50) 滋賀護国神社HPによると、この碑は、題額井伊直憲、撰文谷鐵臣、揮号

日下部東作で、明治二九年九月の建立とし、移転の際に作られたものではない。解説文には「当神社の前身である招魂社創建にあたり、最初に奉斎した戊辰の役従軍戦歿者旧彦根藩士青木貞兵衛頼實之命を始め26柱の偉勲を録して後世に伝えようとした碑である。風化のため判読できない箇所や欠けている部分がある。何度かの移転の後にこの場所に据えられたものと思われる」とある。

(51) 白川哲夫「護国神社の「地域」性について」(『戦没者慰霊』と近代日本』前掲注15)で彦根招魂社を取り挙げ、彦根招魂社が地域で一定の地歩を占めるようになるには、日清・日露戦争を経る必要があったことを指摘している。

史料の閲覧にあたっては、滋賀大学経済学部附属史料館、および滋賀県県政史料室(現滋賀県立公文書館)に大変にお世話になりました。記して謝意を表します。